

令和5年10月1日から 消費税の仕入税額控除の方式として 「適格請求書等保存方式」 (いわゆるインボイス制度)が導入されます。

- 事業者には、消費税を納付する義務がある「課税事業者」と、消費税の納付が免除される「免税事業者」があります。
- 課税事業者は、原則として、「売上の消費税から、必要経費の消費税を引いた額」を納税することになります。この「必要経費の消費税を差し引く」ことで、「**入税額控除**」となります。
- 入税額控除を受けるには、「必要経費の消費税がいくらかだったのか」を証明しなければなりません。その証明方式として、**令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。**

▶インボイスってナニ？

インボイスとは、売主から買主に発行される「買主が支払った消費税額を証明する書類」です。買主は、このインボイスを「**区別記載請求書**」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

現行の区別記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区別記載請求書(現行)>	※令和5年10月1日以前	<インボイス>	※令和5年10月1日以後
〇〇株式会社 (〒123-4567) 品名 〇〇〇〇 数量 100個 単価 1,000円 金額 100,000円 消費税 20,000円 合計 120,000円 (消費税別)	〇〇株式会社 (〒123-4567) 品名 〇〇〇〇 数量 100個 単価 1,000円 金額 100,000円 消費税 20,000円 合計 120,000円 (消費税別)	〇〇株式会社 (〒123-4567) 品名 〇〇〇〇 数量 100個 単価 1,000円 金額 100,000円 消費税 20,000円 合計 120,000円 (消費税別)	〇〇株式会社 (〒123-4567) 品名 〇〇〇〇 数量 100個 単価 1,000円 金額 100,000円 消費税 20,000円 合計 120,000円 (消費税別)

**税務署による「登録事業者」のため「インボイス」を交付することができます。
なお、登録が受けられるのは「課税事業者」のみです。**

▶「インボイス制度」ってナニ？

売主である登録事業者は、買主である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要もあります)。

買主は入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売主)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

▶インボイス制度の導入による影響

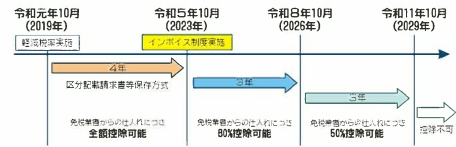
入税額控除を受ける際に「課税事業者」の発行した「インボイス」が必要となります。

〇課税事業者の場合
インボイス制度が始まると、課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられます。そのため、**事前に適格請求書発行事業者の登録をしておかなければなりません**。また、インボイスに対応したシステムの整備や、取引先が課税事業者に該当するかの確認なども求められます。

〇免税事業者の場合
免税事業者は、「インボイス」を発行することができません。取引先は免税事業者への支払いについて、入税額控除を受けられなくなります。また、取引先が課税事業者になるよう働きかけられ、取引に影響が出ることが考えられます。
「今後税務局事業者選択届出書」を提出し、「課税事業者」となるべきかどうかを判断する必要があります。ただし、インボイス制度の導入後、10月以降は必ず消費税の申告が必要となります。申告を取り下げることはできない可能性があり、その中で、登録申請書等を提出した「課税事業者」となると、慎重な判断が必要です。

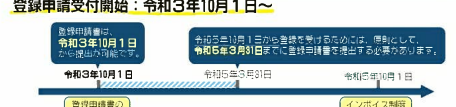
▶経過措置について

「登録事業者」しが「インボイス」を発行できるため、免税事業者は大きな影響を受けます。そのため、インボイス制度の導入からしばらくの間は、現行の「区別記載請求書」であっても、一定割合の入税額控除が認められます。



▶インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です！

登録申請受付開始：令和3年10月1日～



登録申請を行う事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

税務事務所からのお知らせ

納税証明書の交付請求は郵送でお願いします

～新型コロナウイルス感染症対策の納税証明書は交付手数料を減免～

納税証明書の交付請求

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。

〇納税証明書の交付請求は、最寄りの税務事務所へ郵送で受け付けています。

小原税務事務所からのお知らせ

2021年度 税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、恵～

恵は、社会の発展と人々の生活の向上を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税務職員は、国民の生活と社会の発展を、自ら率先して取り組む人です。

税のカレンダー

納税期限を守りましょう！(注)記載は利用しませう！

〇国民健康保険料(税)の納期限

【第1期】令和3年10月1日～令和3年10月31日(水)

【第2期】令和3年11月1日～令和3年11月31日(水)

【第3期】令和3年12月1日～令和3年12月31日(水)

〇国民健康保険料(税)の納期限

【第1期】令和3年10月1日～令和3年10月31日(水)

【第2期】令和3年11月1日～令和3年11月31日(水)

【第3期】令和3年12月1日～令和3年12月31日(水)

〇国民健康保険料(税)の納期限

【第1期】令和3年10月1日～令和3年10月31日(水)

【第2期】令和3年11月1日～令和3年11月31日(水)

【第3期】令和3年12月1日～令和3年12月31日(水)

〇国民健康保険料(税)の納期限

【第1期】令和3年10月1日～令和3年10月31日(水)

【第2期】令和3年11月1日～令和3年11月31日(水)

【第3期】令和3年12月1日～令和3年12月31日(水)

〇国民健康保険料(税)の納期限

【第1期】令和3年10月1日～令和3年10月31日(水)

【第2期】令和3年11月1日～令和3年11月31日(水)

【第3期】令和3年12月1日～令和3年12月31日(水)

〇国民健康保険料(税)の納期限

【第1期】令和3年10月1日～令和3年10月31日(水)

【第2期】令和3年11月1日～令和3年11月31日(水)